

## ○熱海市都市計画公聴会規則

昭和47年6月26日

規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、[都市計画法\(昭和43年法律第100号\)第16条](#)の規定に基づき、市長が開催する熱海市都市計画公聴会(以下「公聴会」という。)の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公聴会の開催)

第2条 市長は、都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

(公告)

第3条 市長は、公聴会を開催しようとするときは、開催期日の2週間前までに、日時、場所及び公聴会において意見を聞こうとする都市計画の案(以下「都市計画案」という。)の概要を公告するものとする。

2 [前項](#)の公告は、住民に周知せしめるよう適当な措置を講ずるものとする。

(公述の申出)

第4条 都市計画案にかかる地域の住民その他の利害関係者は、公聴会に出席して意見を述べようとするときは、公聴会の開催期日の1週間前までに、公述申立書([別記様式](#))を市長に提出しなければならない。

(公述人の選定等)

第5条 市長は、[前条](#)の規定により申し出た者のうち、同種の趣旨の意見を有する者が多数あって必要と認めるときは、意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)を選定し、又は意見を述べる時間を制限することができる。

2 市長は、[前項](#)の規定により公述人を選定し、又は意見を述べる時間を制限したときは、その旨を公述申立人に通知しなければならない。

(公聴会の議長)

第6条 公聴会は、市長の指名した職員が議長となつて行なう。

(公述人の陳述等)

第7条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、[第4条](#)の規定により提出した公述申立書の内容に準拠したもので都市計画案の範囲をこえてはならない。

3 議長は、公述人が[前2項](#)の規定に違反して陳述したときは、又は公述人に不穏当な言動があったときは、その陳述を禁止し、又は退場させることができる。

(代理人等)

第8条 公述人は、あらかじめ市長の承認を得たときは、文書で意見を提示し、又は代理人に意見を述べさせることができる。

2 [前項](#)の規定により、代理人の承認を得ようとするときは、委任状を提出しなければならない。

(関係行政機関等の職員の出席)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、公聴会に関係行政機関等の職員の出席を求めて、都市計画案について、その意見を述べさせることができる。

(質疑)

第10条 議長は、公述内容を明らかにするために、公述人に質疑することができる。

2 公述人は、質疑することができない。

(会場の秩序維持)

第11条 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは、不穏当な言動をした者を退場させることができる。

(記録)

第12条 議長は、公聴会の記録を作成し、保管するものとする。

2 前項の規定による記録には、次に掲げる事項を記載し、議長が署名しなければならない。

- (1) 都市計画案の内容
- (2) 公聴会の日時及び場所
- (3) 出席した公述人の氏名、住所及び職業
- (4) 公述人の陳述の要旨
- (5) その他、公聴会の経過に関する事項  
(令3規則27・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。